

報道関係者 各位

【照会先】  
長野労働局労働基準部  
健康安全課長 小林 弦太  
地方労働衛生専門官 矢島 一男  
TEL：026-223-0554

## 重機等による死亡災害の多発を受け、一斉の直接緊急要請 ～重機等災害の防止について関係団体52団体に要請します～

長野労働局（局長 おの でら きいち 小野寺 喜一）では、昨年来、重機等に関する死亡災害が多発していることを受け、関係52団体に対し、重機等による死亡災害の防止について長野労働局長名で一斉に要請を行います。

そのうち、特に主要12団体に対しては、以下の日時に長野労働局庁舎において長野労働局長自ら要請書を手交し、死亡災害防止の徹底を図ります。

日 時： 5月13日（金）15時（～15時30分メド）

場 所： 長野労働局 庁舎2階 会議室

直接要請 相手方団体（順不同、五十音順）：

- 建設業労働災害防止協会長野県支部
- （公社）建設荷役車両安全技術協会長野県支部
- 協同組合長野県解体工事業協会
- （一社）長野県下水道建設管理業協会
- （一社）長野県建設業協会
- 長野県建設産業団体連合会
- 長野県建設労働組合連合会
- 長野県砕石工業組合
- （一社）長野県砂利砕石業協会
- （一社）長野県労働基準協会連合会
- （一社）長野県林業土木協会
- （一社）日本建設機械レンタル協会長野支部

（添付資料）

参考1 長野県内の重機等災害の動向

参考2 要請相手方団体一覧（全52団体）

図 長野県内における労働災害による死亡者数の推移  
死亡災害等速報（重機等災害全件）

表1 長野県内における死亡災害事例（平成25年～令和3年、建設業）

表2 長野県内における死亡災害事例（令和4年（4月末時点）、全産業）

## 【参考1】長野県内の重機等災害の動向

昨年（2021年）、長野県内の労働災害による死亡者は15人のうち7人を建設業が占め、前2020年（2人）の3.5倍となりました。本年に入って、建設業ではすでに5人が労働災害により命を落としており、昨年同期の3人を超えており、本年の死亡災害5人のうち3人が建設現場等における重機等災害<sup>（注1）</sup>です。

長野県内では、過去10年間<sup>（注2）</sup>に、重機災害による死亡者が計13人（うち本年3人）で、年間3人が最多ですが、本年は現時点で既に3人に達しています。

（注1）建設業では、一般的に、高所からの墜落・転落災害、建設機械・クレーン車等による災害（重機等災害）、土砂等の崩壊・倒壊による災害を、重篤な災害の発生が懸念される「三大災害」と呼んでいます。

（注2）平成25年1月から現在までの約9年4か月。

参考表 長野県内の建設業における死亡災害（過去10年間、労働災害）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
建設業	8	10	3	5	5	3	4	2	7	5	51
うち重機等災害	2	3	0	3	0	0	0	0	2	3	13

令和4年は5月9日時点で把握しているもの。

【参考2】要請相手方団体一覧

(全52団体)

(一社) 斜面防災対策技術協会長野支部  
(一社) 全国クレーン建設業協会長野支部

(一社) 長野県下水道建設管理業協会  
(一社) 長野県空調衛生設備業協会  
(一社) 長野県建設業協会  
(一社) 長野県建設専門工事業団体連合会

(一社) 長野県建築士会  
(一社) 長野県建築士事務所協会  
(一社) 長野県砂利砕石業協会  
(一社) 長野県消防設備協会  
(一社) 長野県設備設計協会  
(一社) 長野県造園建設業協会  
(一社) 長野県測量設計業協会  
(一社) 長野県電設業協会  
(一社) 長野県南部防災対策協議会  
(一社) 長野県労働基準協会連合会  
(一社) 長野林業土木協会  
(一社) 日本建設機械レンタル協会長野支部

(一社) 日本塗装工業会長野県支部  
(公社) 建設荷役車両安全技術協会長野県支部

NPO 法人橋梁メンテナンス技術研究所

長野県冷凍空調保安協会

(株)長野県電気工事協力会

協同組合長野県解体工事業協会

建設業労働災害防止協会長野県支部

長野県ジオファイバー協会

長野県プレハブ建築協会

長野県瓦事業組合

長野県建具協同組合

長野県建設インテリア事業協同組合

長野県建設産業団体連合会

長野県建設室内工事業協会

長野県建設労働組合連合会

長野県交通安全環境施設協会

"長野県広告美術塗装業協同組合連合会

長野県広告塗装事業協同組合"

長野県左官事業協同組合

長野県砂防技術研究協議会

長野県砕石工業組合

長野県水道工事業協同組合連合会

長野県地質ボーリング協会

長野県鉄筋業協会

長野県電気工事業工業組合

長野県土木施工管理技士会

長野県道路舗装協会

長野県鳶土工業連合会

長野県板金工業組合

長野県防水業協会

長野県木材協同組合連合会

長野県冷凍空調設備協会

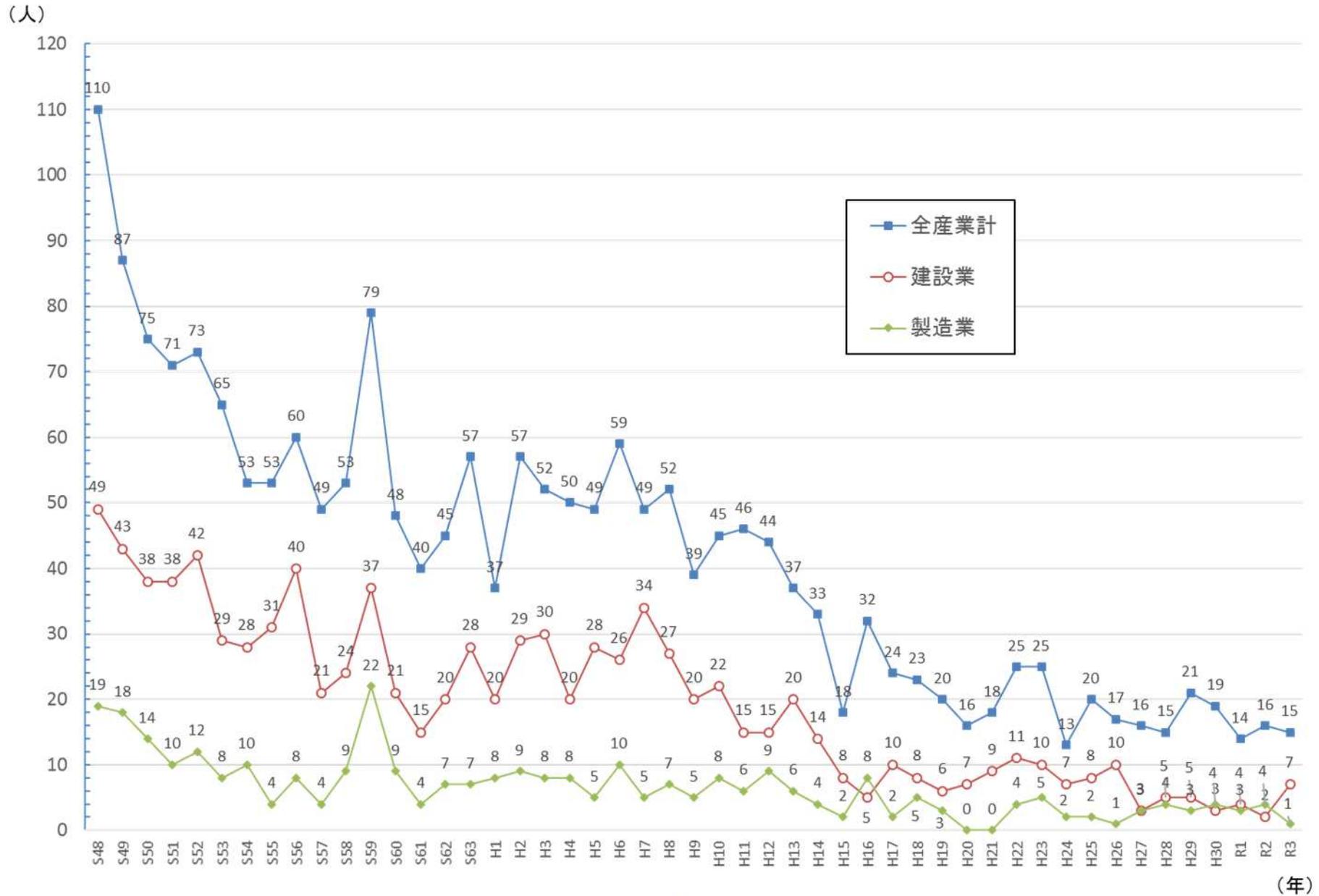
長野県鐵構事業協同組合

長野造園事業協同組合

南信法面保護協会

順不同

図 長野県内における労働災害による死亡者数の推移



令和3年10月12日

## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和3年10月
事業の種類	土木工事業
<b>災害の概要</b> (注1)	<p>➤ 堰堤新設工事で発生した重機(クレーン機能付きドラグ・ショベル)の転落(横転)災害          傾斜地において、クレーン機能付ドラグ・ショベルを用いて新設する砂防堰堤の生コン打設作業中、生コンを入れた容器(コンクリートバケット)をつり上げて回転したところ、当該ドラグ・ショベルが掘削した溝内に転落(横転)した。結果、溝内で作業を行っていた2人の作業者が負傷した。</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者 A : 堰堤型枠内で作業</li> <li>・ 被災者 B : 堰堤型枠外部足場で作業</li> <li>・ 重機オペレーター : 負傷なし</li> </ul> <p>)</p>
<b>再発防止のためのポイント</b> (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>まずはコンクリートポンプ車(専用機械)による作業方法を採用すること。          コンクリートポンプ車で対応できず、コンクリートバケットをつり上げ、生コン打設を行う場合は、移動式クレーン又はクレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「移動式クレーン等」という。)を用いるとともに、次の事項を徹底すること。</p> <p>クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う際は、クレーン作業モードに切り替えて使用すること。</p> <p>移動式クレーン等を使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うこと(整地を行う、作業構台を組立てる等)。</p> <p>定格荷重をこえる荷をつり上げないこと。</p> <p>車両系建設機械及び移動式クレーン等を用いて作業を行う場合は、路肩からの転落を防止するための措置(路肩に近づかないよう標識の設置、誘導者の配置等)を講じること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成)</li> </ul>

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

令和3年10月12日

# 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和3年10月
事業の種類	その他の建築工事業
災害の概要 (注1)	家屋から出た廃棄物を運び出すために、小型車両系建設機械(解体用つかみ機)を用いて、廃棄物が入ったフレコンバッグの紐をつかみ具にかけて運搬しようとしたところ、斜面上においてバランスを崩して横転し、ヘッドガードフレームと地面の間に首をはさまれているところを発見された。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>荷のつり上げ、運搬作業は、作業内容に適した機械を使用すること(荷のつり上げ:移動式クレーン、荷の運搬:不整地運搬車等)。</p> <p>解体用つかみ機のつかみ具に、紐、ワイヤーロープ等をかけて荷をつり上げることは、紐等がつかみ具から外れて荷が落下する危険が高いため、禁止すること。</p> <p>○ 移動式クレーンで荷をつり上げたとしても、走行つりは、非常に不安定となるため、原則行わないこと。斜面を下ることは、厳禁とすること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成)</li><li>● 荷役・運搬機械の安全対策について(昭和50年4月10日付け基発第218号) (<a href="https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-28/hor1-28-6-1-0.htm">https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-28/hor1-28-6-1-0.htm</a>)</li></ul>

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に関する指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

令和3年10月15日

# 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和3年10月
事業の種類	その他の建築工事業
災害の概要 (注1)	鉄筋コンクリート造建物の解体工事を大型のコンクリート圧砕機(車両系建設機械(解体用)。以下「重機」。)を用いて行っていたところ、解体していた建物の柱、梁等の大きなコンクリート塊が重機の運転席へ落下し、運転者がその下敷きになった。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>地上に大型重機を設置し、建物構造体を上階から解体していく場合は、大きなコンクリート塊とならない方法で解体すること。</p> <p>例えば、柱の解体については、上部から徐々にコンクリートを圧砕すること。</p> <p>あらかじめ、解体作業に伴う危険有害要因や予想される災害(コンクリート塊の落下経路の予測等)を洗い出し、当該危険有害要因に対応する災害防止対策を講じること。</p> <p>○ 高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業については、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任し、作業を直接指揮させること。</p> <p>○ 車両系建設機械(解体用)を用いて解体作業を行うときは、あらかじめ、解体作業場所の状態等を調査し、この調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行うこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>● 作業計画モデル(宮城労働局 HP)</p> <p>( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/var/rev0/0118/7708/kinyuurei.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/var/rev0/0118/7708/kinyuurei.pdf</a> )</p>

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

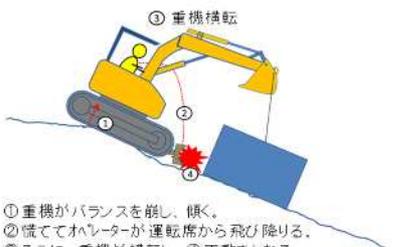
注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に関する指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

令和4年1月21日

# 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年1月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>土木工事業</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>被災者は、工事用仮設道路を開設するため、ドラグ・ショベル(以下「重機」という。)を使用して、斜路に鋼板を敷いていたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、運転席から飛び降りた。そこに重機が横転し、重機の下敷きとなった。</p>  <p>①重機横転 ②傾いてオペレーターが運転席から飛び降りる。 ③そこに、重機が横転し、④下敷きとなる。</p>
<p>再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)</p>	<p>荷(鋼板)をつり上げる場合は、移動式クレーン又はクレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「移動式クレーン等」という。)を使用し、クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う際は、専用の格納式フックを用い、かつ、クレーン作業モードに切り替えて使用すること。</p> <p>荷のつり上げにおいては、定格荷重をこえる荷をつり上げないこと。</p> <p>クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うことを原則とするが、やむを得ず斜面において行う場合であっても、過負荷となることが決してない機体を選定し、作業を行うこと。</p> <p>○ クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、次のとおり有資格者等に行わせること。</p> <p>つり上げ荷重が <u>1t以上5t未満</u>の移動式クレーンの運転の業務 : <u>小型移動式クレーン運転技能講習修了者</u></p> <p>つり上げ荷重 <u>1t未満</u>の移動式クレーンの運転の業務 : <u>移動式クレーン運転特別教育修了者</u></p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト (令和3年6月当局作成)</p> <p><b>昨年発生している重機による死亡災害等(R3-1・R3-2(QRコード参照))及び本災害は、上記チェックリストに沿っていれば防げた可能性が非常に高い災害です。</b></p> <p><b>労災による死亡者を、悲しみをゼロにするために、上記チェックリストの内容を、事業者、そして労働者一人ひとりまで再徹底しましょう。</b></p> 

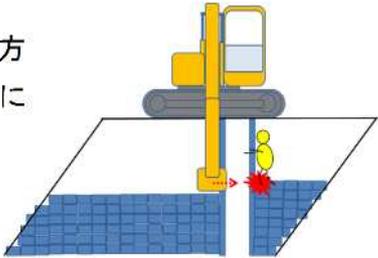
注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年2月
事業の種類	土木工事業
<b>災害の概要</b> (注1)	<p>ドラグ・ショベル(以下「重機」という。)を使用して、法面のブロック積等の作業中、重機運転者が法面下方の状況を確認しようと運転席から立ち上がり、確認後に再び運転席に座ろうとしたところ、着衣が操作レバーに引っ掛かり、重機が不意に旋回し、バケットが近くにいた被災者に激突した。</p> <p>被災者は、大腿部をバケットと構造物との間にはさまれた。</p> 
<b>再発防止のためのポイント</b> (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>重機の稼働範囲内への立ち入りを禁止すること。</p> <p>やむを得ず、当該箇所に立ち入らせる場合は、誘導者を配置すること。</p> <p>工事計画段階や日々の作業開始時に、できる限り、重機作業と重機以外の作業が輻輳しないような工程・作業方法となるよう検討を行うこと。</p> <p>重機の不意の稼働を防止するため、次の事項を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重機運転者が運転席で立ち上がって、下方の作業箇所を覗き込んで状況確認することがないよう、作業者(合図者)を配置すること。</li> <li>● やむを得ず、運転席で立ち上がる場合は、安全レバー(セーフティーロックレバー・右写真・赤太矢印)を引いて、操作レバーの無効化を図ること。</li> <li>● 重機運転者は、裾やポケット等、着衣の一部が操作レバーに引っ掛かることがないような服装で運転を行うこと。</li> </ul>  <p>不意の誤操作を未然に防止するセーフティーロックレバー 株式会社加藤製作所提供 (同社パンフレットから)</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成)</p> <p><b>本件災害も含め、昨年から重機による死亡災害等が後を絶たず(R3-1・R3-2・R4-1(右 QR コード参照))、いずれも、上記チェックリストに沿って作業していれば防げた可能性が非常に高い災害ですので、注意してください。</b></p> <p><b>また、重機作業、高所作業等に係る危険要因は、工事の進捗において常に変化することから、進捗に応じた注意事項等について、朝礼時のみならず作業中においても、お互いに声掛けを行わせる等、現場が一丸となって労働災害防止対策を推進してください。</b></p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

令和4年3月24日

## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年3月
事業の種類	建設業
災害の概要 (注1)	小型車両系建設機械(ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし)を使用している整地作業中、法肩(盛土により作られる斜面の最上部の端)から、数メートル下の地面に転落し、運転者が同機の下敷きとなり死亡したものの。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>ドラグ・ショベル等の重機の転落や路肩の崩壊による危険を防止するため、路肩で作業が必要な場合はシートパイル等により土留めを行う等、必要な措置を講ずること。</p> <p>そうした必要な措置を徹底するため、あらかじめ作業場所の調査をし、地形等に合わせた適切な作業計画を定め、作業を行うこと。</p> <p>転落のおそれのある場所で重機作業を行う際は、転倒時保護構造を有した重機とし、かつ、シートベルトを使用させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p><b>本件災害も含め、昨年からの重機による死亡災害等が後を絶ちません(R3-1・R3-2・R4-1・R4-4(右QRコード参照))。</b></p> <p><b>また、重機作業、高所作業等には非常に危険の大きい作業です。作業を行う前に、計画・設計段階で、リスクの少ない工程・方法をよく検討しましょう。</b></p> <p><b>また、建設工事では現場や作業の種類によって様々な危険要因があります。その日の注意事項等について、朝礼時のみならず作業中においても、お互いに声掛けを行わせる等、現場が一丸となって労働災害防止対策を推進してください。</b></p> 

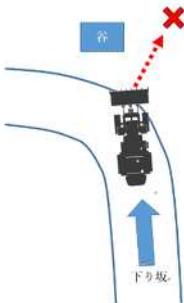
注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 同種災害防止のための一般的な再発防止対策、災害が発生した作業に関する指針・ガイドライン・通達等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

# 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年3月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>-</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>小型車両系建設機械(トラクター・ショベル、転倒時保護構造なし、以下「重機」。)を運転し、道路に堆積した落ち葉を押しながら路肩から谷に落としていたところ、路肩から重機とともに約10m転落し、死亡したものの。</p> 
<p>再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)</p>	<p>落ち葉を谷へ落とすのは手作業で行うなど、重機が路肩に近づかない作業方法を基本とすること。やむを得ず路肩に近づく作業を行う場合には、誘導者を配置し、その者に重機を誘導させる、標識を設置する等の転落防止措置を講じること。</p> <p>上記の必要な措置を徹底するため、あらかじめ作業場所の調査をし、地形等に応じた適切な作業計画を定め、作業を行うこと。</p> <p>転倒時保護構造を有した重機とし、かつ、シートベルトを使用させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p><b>車両系建設機械による死亡災害が後を絶っておらず、路肩から車両系建設機械とともに転落するという災害で、過去1か月の間に2人が死亡しています。</b></p> <p><b>車両系建設機械は、建設業を中心に欠かすことができない便利な機械である一方で、ひとたび災害が発生すると、死亡災害等の重篤災害に直結します。</b></p> <p><b>連続発生している車両系建設機械による死亡災害に歯止めをかけるため、改めて、安全な作業方法が行われているか確認をお願いします。</b></p> <p>車両系建設機械による死亡災害等事例 (令和3年10月以降) <a href="#">R3-1</a>・<a href="#">R3-2</a>・<a href="#">R3-4</a>・<a href="#">R4-1</a>・<a href="#">R4-4</a>・<a href="#">R4-6</a> (右QRコード参照)</p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

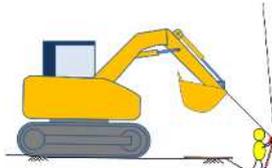
注2) 同種災害防止のための一般的な再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

令和4年4月22日

## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年4月
事業の種類	土木工事業
<b>災害の概要</b> (注1)	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「重機」)を使用して、重機運転者と別の作業員(被災者)の計2名(呼吸用保護具着用)で鋼板の敷設作業中、地面に下ろした鋼板が意図した位置からずれた。重機運転者は、バケットで敷設位置を修正するために玉掛け用具(以下「つり具」)を当該鋼板と重機から一旦外すよう被災者に口頭で指示したが、これが伝わらず、被災者は鋼板からつり具を外し、すぐさま別の鋼板の敷設にとりかかり、つり具を取り付け始めた。運転者は、重機のバケットの死角に入った被災者の作業状況が見えない状況であったが、重機アームを稼働させるところ、被災者の手指が、つり具と2枚目の鋼板間に挟まれ、指2本を負傷した。</p> 
<b>再発防止・類似災害防止のためのポイント</b> (注2)	<p>重機のアーム等と接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に労働者が立ち入る作業は、できる限り避け、やむを得ず行う場合は誘導者を配置すること。(可動範囲内に労働者がいるときは、重機の稼働は原則行わないこと。)</p> <p>重機の稼働などリスクの高い動作に当たっては、死角における状況を思い込みで判断せず、死角の状況を把握してから動作を行うなど、高リスク動作に伴う危険を防止すること。</p> <p>特に騒音等により会話のしづらい場合は、あらかじめ分かりやすい合図を定めたり、指示が伝わっているか確認しながら作業する等、共同作業者間の認識違いを防止すること。</p> <p>共同作業において、鋼板の敷設位置の修正等、非正常作業が生じた時は、作業者同士で作業手順を再確認する等、適切にリスク低減策を講じること。</p> <p>【移動式クレーンとして、荷のつり上げ作業を行わせる場合】</p> <p>専用の格納式フックを用い、かつ、クレーン作業モードに切り替えて作業を行わせること。</p> <p>共同作業を行う場合は、一定の合図を定め、合図者を指名して、その者の合図に従って、荷のつり上げ作業を行わせること。</p> <p>移動式クレーンの運転や玉掛け作業を有資格者に行わせること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p><b>長野県内における車両系建設機械による死亡災害等事例(令和3年10月以降)</b></p> <p><a href="#">事例 R3-1</a>・<a href="#">事例 R3-2</a>・<a href="#">事例 R3-4</a>・<a href="#">事例 R4-1</a>・<a href="#">事例 R4-4</a>・<a href="#">事例 R4-6</a>・<a href="#">事例 R4-7</a>(右 QR コード参照)。</p> 

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成した速報であり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

表1 長野県内における死亡災害事例（平成25年～令和3年、建設業）

重機等災害の欄はクリーム色で着色

土木工事業

重機・車両等災害7件（重機等災害5件、車両2件）

発生年	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
R3	その他の土木工事業	激突され その他の建設機械等	除雪車により除雪作業中、ロータリーオーガのピンが破断したため、その交換作業を行っていたところ、当該除雪車が後進し、路面から脱輪して法面下に横転し、その下敷きとなった。
R3	砂防工事業	激突され 玉掛用具	建設工事現場内において、伐採木の片付け作業中、クレーン機能付きドラグ・ショベルを用いて、長さの異なる伐採木を3本つり上げ、旋回したところ、3本のうち短い2本が玉掛用ワイヤーロープからすり抜けて落下し、このうち1本（推定重量約1t）が地面で跳ね返り、被災者に激突した。
R3	道路建設工事業	はさまれ、巻き込まれ トラック	ダンプトラック（最大積載量2t）を用いて工事現場に土砂を運搬し、荷台を傾けて土砂を降ろし、荷台を元に戻す操作を行った後、何らかの理由によりトラックのフレーム上に立ち上がった際に、荷台が下がり、運転席後方部分と荷台の鳥居部分の間に挟まれた。
H28	道路建設工事業	墜落、転落 不整地運搬車	不整地運搬車により荷を所定の箇所に輸送した後、Uターンをして戻ろうとしたところ、誤って不整地運搬車とともに道路脇の斜面に転落した。
H26	その他の土木工事業	墜落、転落 掘削用機械	ドラグ・ショベルを使用して、林道に堆積していた土砂、枝葉等を除去していたところ、ドラグ・ショベルごと林道脇の谷へ約4.2m下に転落し、転落中にドラグ・ショベルから谷へ投げ出されて死亡した。
H26	橋梁建設工事	転倒 移動式クレーン	ラフタークレーンのアウトリガーの調整作業を行っていたところ、当該クレーンが転倒し、クレーンに積まれていた鉄板（約170kg）3枚が被災者の頭部に落下し被災したものの。
H25	土木工事業	激突され 玉掛用具	民間企業の駐車場にコンクリート板を敷設する工事で移動式クレーン仕様を備えたドラグ・ショベルをクレーンモードに切り替え、約2トンのコンクリート板の角にワイヤーロープを掛けて吊りコンクリート板を吊り上げるため掛けていたワイヤーロープとシャックルをコンクリート板の2箇所のフックから外すため、被災者がコンクリート板の下に潜っていたところ、角に掛けていたワイヤーロープが外れコンクリート板が被災者の頭部に激突した。

### 崩壊・倒壊（雪崩含む）3件

R3	上下水道 工事業	崩壊、倒壊 地山、岩石	上・下水道管取り出し作業において、下水管の埋設位置を確認するため、掘削溝内（深さ4.5m）に立ち入り、下水管上部の土砂を取り除いて地上に上がろうとした際、掘削面の土砂が崩壊して生き埋めとなった。
H30	トンネル建 設工事業	崩壊、倒壊 その他の環 境等	現場付近の通路の除雪を行っていたところ、雪崩に巻き込まれた。
H25	土木工事 業	崩壊、倒壊 地山、岩石	治山工事の現場において、被災者は構築した型枠の中で確認の作業をしていたところ、脇の地山（高さ約10メートルの箇所）が幅約5メートルにわたって崩れ、崩落した土砂と岩石の下敷きとなった。 被災者は約4時間後に救出されたものの、後に死亡が確認された。

### 伐木作業2件

H26	道路建設工 事業	激突され 立木等	積雪により木が道路上に傾き除雪工事に支障が生じたため、道路管理者から支障木の伐採を請け負った現場での災害。 支障木の伐採を開始し、幹の半分程度までチェーンソーで切断したところ、支障木が裂け、伐採者が裂けた幹の下敷きになった。
H25	土木工事 業	激突され 立木等	治山工事の準備工として支障木の伐採を行っていた。 樹高20メートル、胸高直径20センチメートル程のミズメ（梓）を伐倒中、突然幹が裂け、被災者の腹部に激突したものの。

### 墜落・転落3件

R1	土木工事 業	墜落、転落 地山、岩石	法面上（平均勾配58度）で工事に使用する機械の移設作業を行っていたところ、バランスを崩して約31m下へ転落した。
H29	その他の 土木工事業	墜落、転落 その他の環 境等	屋根の雪下ろし作業中に屋根の端部に近づいたところ、雪底部分を踏み抜いてしまい、高さ7.6メートル下の地面へ墜落した。
H26	その他の 土木工事 業	墜落、転落 地山、岩石	斜面の落石防止網設置工事において、斜面上部に足場を組むための単管パイプを斜面下部からウインチで輸送する作業を行っていた際に、斜面下部からウインチ操作で送られてくる単管パイプを受け取るため、被災者が斜面上部の林道からさらに高さ約5mを登った場所に位置して、声を掛け合いながら単管パイプを受け取り、林道へ下ろそうとしていた際、斜面から滑落して約5m下の林道へ墜落した。

交通事故 8 件（交通誘導 1 件、路肩作業 1 件、建機運転 1 件、トラック・乗用車運転事故 4 件、乗用車から転落 1 件）

R2	砂防工事業	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	坂道の途中で乗用車を止め、運転席側のドアを開けて上半身を乗り出したところ運転席から落ち、坂道を後退していく当該乗用車に引きずられた後、当該乗用車が道路脇の石積みに乗り上げて横転し、その下敷きとなった。
R1	土木工事業	交通事故 トラック	土砂を積んだダンプトラック(4t)で県道を走行中、橋の欄干に激突した。
H30	その他の土木工事業	交通事故 乗用車、バス、バイク	工事現場での作業を終え、社用車で事業場に戻る途中、道路が圧雪されていたため社用車がスリップし、対向車線を走行してきた中型トラックと衝突し、同乗していた 3 名中、後部座席に座っていた 1 名が死亡した。
H29	道路建設工事業	交通事故 トラック	高速道路において、2トントラックで緩やかな右カーブの追越車線を走行中、走行車線を走っていた 10 トントラックの右後部に追突し、2トントラックの助手席に乗っていた被災者が死亡した。
H28	その他の土木工事業	交通事故 乗用車、バス、バイク	店舗の駐車場除雪作業終了後、片側 2 車線の県道上で除雪作業で使用したドラグ・ショベルをトラックに積み込むため、交通誘導をしていたところ、前方不注意の軽自動車が進み、被災者がはね飛ばされ死亡した。なお、ドラグ・ショベルの運転者も腰部に打撲を負った。
H27	道路建設工事業	交通事故 トラック	出張先において工事の打ち合わせを終えた後、会社所有の軽トラックを運転し、国道のトンネル内を走行中に対向車線にはみ出し、対向して来た大型ダンプトラックと正面衝突し、出血性ショックで死亡した。
H26	道路建設工事業	激突され 乗用車、バス等	自動車道 SA 進入減速車線において、融雪溝に堆積していた土砂の清掃作業を開始するため路肩規制を行おうしていたところ、侵入してきた普通乗用車にはねられた。
H25	土木工事業	交通事故(道路) その他の建設用機械	被災者がアスファルトフィニッシャーを運転し、登り勾配 8 度の箇所差し掛かったところで速度が落ちてきたことから、ギアを高速側から低速側に切替えようとしたがギアが入らずニュートラルの状態となったため、当該アスファルトフィニッシャーが約 20メートル後退して、民家の土蔵に激突し、土蔵の壁とアスファルトフィニッシャーの運転席に腹部から下を挟まれたもの。

はさまれ・巻き込まれ 1 件

H29	トンネル建設工事業	はさまれ、巻き込まれ 混合機、粉砕機	トンネル工事現場に設置された生コンプラントにおいて、生コン混練用ミキサーの清掃用ハッチから身体を巻き込まれた。
-----	-----------	-----------------------	---

建築工事業、その他の建設業

墜落・転落 11 件（足場 1 件、脚立 1 件、床面 1 件、エレベータ上面 1 件、屋根 3 件、電気工事 4 件）

R3	その他の建築工事業	墜落、転落 作業床、歩み板	解体工事現場において、廃材を3階床面(高さ約9m)から1階に押し落としていたところ、廃材とともに3階から1階に墜落した。
R3	機械器具設置工事業	墜落、転落 エレベータ、リフト	荷物用エレベーターの改修工事において、搬器上部フレームに乗って建物3階昇降路の出入口扉の調整作業をしていたところ、搬器脇の開口部から約16m墜落した。
R2	その他の建築工事業	墜落、転落 はしご等	屋内補修工事を、脚立(高さ1.1m)を使用して行っていたところ、同脚立から転落した。
H30	その他の建設業	墜落、転落 開口部	クーラーの修理作業のため、足場を移動中、高さ約10.9メートルの高さの足場から墜落した。
H29	電気通信工事業	墜落、転落 送配電線等	被災者が高さ約40mの電線上で電線の移設作業を行っていたところ、何らかの理由で固定していた電線が外れ、電線とともに地上へ墜落した。
H27	その他の建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	個人住宅の解体工事現場において、2階の屋根上で瓦おろし作業を行っていた労働者が墜落した。
H27	その他の建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	個人住宅の屋根塗装の前処理として、ゴムホースを用いて屋根上を水洗浄作業中、1階屋根上から約4m墜落し、頭部を石に強打した。
H26	電気通信工事業	墜落、転落 地山、岩石	土砂崩れによって損傷した電柱の交換及び電線を張り替える工事において、被災者は工事終了後の写真撮影を行っていた。この写真撮影が終わった後、被災者の姿が見えないことに気付いた同僚らが探したところ、斜面の下方で倒れている被災者を発見した。
H26	電気通信工事業	墜落、転落 その他の仮設物、建築物、構築物等	ケーブルテレビ線からのアース線の接地作業において、被災者が電柱上でアース線の取付作業を行っていたところ、高さ6.5mの柱上から地面に墜落した。
H26	電気通信工事業	墜落、転落 開口部	排水処理施設増設工事において、電気工事を請け負っていた事業場の労働者が、沈殿槽(深さ約4m)に転落した。被災者は災害当日に初めて現場に入場し、当日の作業内容及び作業場所について説明を受けていた際に被災した。

H25	建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者が勾配32度の屋根面上で屋根葺き作業を行っていた際、雨で濡れた屋根面で足を滑らせ、高さ3.75mの屋根面から高さ3.55mの足場板上に滑り落ち、更にそのまま足場板上から地面に墜落したものの。
-----	-------	-------------------------	--

### 重機等災害 5件

R3	その他の建築工事業	飛来、落下 解体用機械	鉄筋コンクリート造建物の解体工事を大型のコンクリート圧砕機(車両系建設機械(解体用)。以下「重機」。)を用いて行っていたところ、解体していた建物の柱、梁等の大きなコンクリート塊が重機の運転席へ落下し、運転者がその下敷きになった。
H28	木造家屋建築工事業	崩壊、倒壊 地山、岩石	アパート建築工事において、敷地脇の斜面(高さ3.5メートル)にブロック積擁壁を設置するため、斜面の土砂をドラグショベルで掘削したが、掘削を終了した法面の土砂が後に崩落し、崩落時に法面の下で作業を行っていた被災者が生き埋めとなった。
H28	その他の建築工事業	激突され 掘削用機械	ドラグショベルのバケットで丸太の杭を打ち込む作業を行っていたところ、バケットが杭の上面から外れてドラグショベルがバランスを崩し、キャタピラーの前部が深さ約0.5メートルの溝に落ちて大きく傾き、杭を両手で支えていた被災者の頭部にバケットが激突した。
H26	電気通信工事業	はさまれ、巻き込まれ 高所作業車	電線の引き込み工事を行うにあたり、被災者が高所作業車の運転席のドアを開けて高所作業車の外から上半身のみ運転席に入ってエンジンをかけたところ、高所作業車が前方に動き出し高所作業車のドアが電柱に衝突し、衝撃で閉じたドアと高所作業車の間に挟まれた。
H25	建築工事業	転倒 掘削用機械	木造家屋の基礎工事において、ドラグ・ショベルを用いて掘削作業を行う被災者が、掘削作業により発生した最大勾配約30度高さ約90センチに積まれた残土の頂上まで上部旋回体を反時計回りに90度回転させた状態で後進させたところ、当該ドラグ・ショベルがバランスを崩し転倒し、被災者が地面との間にはさまれたもの。

### 交通事故 3件

H29	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	交通事故 乗用車、バス、バイク	工事現場から社用車に乗り込んで移動中、下り坂で前方を走行する10tトラックを右側から追い越そうとしたところ、社用車左側からトラック荷台下に追突し、助手席に同乗していた被災者が車の間にはさまれて死亡した。なお、運転者も軽傷を負った。
H26	建築設備工事業	交通事故 トラック	住宅の改築工事現場で作業を行っていたところ、工具を事業場に忘れたため、トラックを運転して現場を離れ、事業場で必要な工具等を積み込み、工事現場へ戻る途中、踏切に進入したが、積雪等の影響によりトラックが立ち往生し、普通列車と衝突した。被災者は、衝突前に避難していたが、衝突したトラックが踏切脇の電柱を倒し、その電柱の下敷きとなった。

H25	建築工事業	交通事故(道路) トラック	事業場事務所に集合し、1.5tトラックに被災者を含めた3人が乗車し、同僚が運転して物置トタン張替工事現場へ向かう途中、当該トラックが前方の車に追突しそうになったため、避けようとハンドルを右に切ったところ、対向車線を走行してきた乗用車と正面衝突し、体を圧迫され死亡した。
-----	-------	------------------	--

その他 4件(伐木作業、人カクレーン、熱中症、中毒)

R1	電気通信工事業	激突され 立木等	送電設備の建設工事現場において、立木(胸高直径約45cm、樹高約18m)の伐木作業を行っていたところ、倒れてきた立木が被災者に激突した。
R1	その他の建設業	激突され 人カクレーン	門型の人カクレーン(手動式チェーンブロック)でタンク(重さ約660kg)を吊り上げ、所定の位置に設置する作業を行っていたところ、当該クレーンが倒れ、被災者に激突した。
H28	機械器具設置工事業	有害物等との接触 有害物	純水装置内の点検・補修作業中に、倒れているところを発見された。(詳細は調査中)
H25	建築工事業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	墓地のリフォーム作業中(玉砂利部分を石貼りに変更する工事)、石貼り作業に従事していた被災者が石柵(高さ52cm)にもたれ込んでいるのを工事担当者が発見し、消防署へ通報し、病院へ搬送されたが死亡したものの。

表2 長野県内における死亡災害事例（令和4年（4月末時点）、全産業）

重機等災害の欄はクリーム色で着色

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	河川土木工 事業	転倒 掘削用機械	工事中仮設道路を開設するため、ドラグ・ショベル（以下「重機」という。）を運転して、斜路に鋼板を敷いていたところ、当該重機がバランスを崩し傾いたため、運転席から飛び降りたが、横転した重機の下敷きとなった。
2	1月	旅館業	崩壊、倒壊 その他の環 境等	建物屋根の雨水、雪解け水を排水するための水路にできた氷柱（長さ約3～4m。以下「つらら」という。）をハンマーで叩いて撤去していたところ、崩れたつららの下敷きとなった。
3	2月	その他の卸 売業	飛来、落下 その他の環 境等	工場屋根に積もった雪が垂れ下がって、大きな雪庇（せっぴ）ができ、建築物の一部を損壊するおそれがあったため、被災者は、雪庇を落とす準備作業を行っていたところ、雪庇が落下し、その下敷きになった。
4	2月	河川土木工 事業	激突され 掘削用機械	ドラグ・ショベル（以下「重機」という。）を使用して、法面のブロック積等の作業中、重機運転者が法面下方の状況を確認しようと運転席から立ち上がり、確認後に再び運転席に座ろうとしたところ、着衣が操作レバーに引っ掛かり、重機が不意に旋回し、バケットが近くにいた被災者に激突した。
5	2月	電気通信工 事業	激突され 立木等	斜面においてチェーンソーを用いて支障木（樹高：約20m、アカマツ）を伐倒したところ、伐倒木の根元部が、伐木作業を近くで監視していた被災者に激突し、被災者は、伐倒木と後方の立木との間にはさまれた。
6	3月	建築設備工 事業	墜落、転落 掘削用機械	小型車両系建設機械（ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし）を使用しての整地作業中、法肩（盛土により作られる斜面の最上部の端）から、数メートル下の地面に転落し、運転者が同機の下敷きとなった。
7	4月	一般貨物自 動車運送業	墜落、転落 トラック	カーブが連続する道路において、10t ダンプトラックを運転していた被災者が対向車線のガードレールを突き破り、路肩から約30メートル転落した。
8	4月	機械器具設 置工事業	はさまれ、 巻き込まれ クレーン	天井走行クレーンのクレーンガーダ上で点検作業中、クレーンを走行させた際に、クレーンガーダ上の点検作業員1名が、斜めにせり出した建物梁とクレーンガーダ手すりとの間に身体をはさまれた。